

令和2年 第3回

仙北市農業委員会総会議事録

令和2年3月9日(月)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 令和2年3月9日(月)午前9時～

2. 開催場所 仙北市西木総合開発センター「集会室」

3. 出席農業委員 (17人)

1番 佐藤 孝典	2番 佐藤 和
3番 青柳 良信	4番 荒木田 浩生
5番 門脇 博美	6番 小玉 均
7番 佐藤 一也	8番 齋藤 瑠璃子
9番 千葉 智永	10番 高橋 政敏
11番 小田嶋 比左子	12番 鈴木 八寿男
13番 大石 知	14番 草 彌 良孝
15番 眞崎 純孝	16番 藤村 紀章
17番 藤村 隆清	

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5

1. 報告

(1) 農地の転用事実に関する回答書について

(2) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出について

2. 議 事

(1) 議案第8号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第9号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) 議案第10号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

(4) 農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願いについて

(5) 仙北市農地利用最適化推進委員の委嘱について

その他

1. 協議事項

2. 連絡事項

第6 閉 会

6. 事務局職員

局長 浅利 喜一郎 局長補佐 樫尾 健

主 事 伊 藤 大地

7. 書 記

主 事 伊 藤 大地

8. 議事録署名員

7番 佐 藤 一 也

8番 齊 藤 瑠 璃 子

9. 会議の概要

議 長 ただ今から令和2年第3回仙北市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席委員は17名。欠席委員はいません。よって、本総会は定足数に達しております。これより会議を開きます。

議 長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に7番佐藤一也委員、8番齊藤瑠璃子委員兩名を指名します。会議書記には伊藤主事を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

浅利局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9時8分)

議 長 ありがとうございます。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

樫尾補佐 《日程5 報告(1) 農地の転用事実に関する回答書について》

浅利局長 《日程5 報告(2) 農地法第3条の3第1項の規定(相続等)による届出について》

議 長 それでは議事に入ります。議案第5号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

伊藤主事 議案第8号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、内容を説明致します。整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、田〇〇筆、面積〇〇㎡、譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。3条無償移転の案件となります。利用目的は田、申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。

整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は〇〇県〇〇市の〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。3条無償移転の案件となります。利用目的は田、申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。

整理番号3番、農地の所在は西木町〇〇地区、畑〇〇筆、面積〇〇㎡、譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。3条有償移転の案件となります。利用目的は畑、申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。10a当たり〇〇円、総額〇〇円、自己資金による売買となります。なお、こちらの農地につきましては、空き家に付属する農地として登録が成されております。

整理番号4番、農地の所在は西木町〇〇地区、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。3条無償移転の案件となります。利用目的は田、申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。

整理番号5番、農地の所在は角館町〇〇地区、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、賃借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。3条賃貸借の案件となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、申請事由は相手方の要望、経営規模の拡大となります。10アール当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵となります。

伊藤主事 整理番号6番から21番までについては、農業者年金が絡んでの使用貸借の更新案件となりますので、説明は割愛させていただきます。

議長 説明が終わりました。現地確認をお願いします。

整理番号1番については、3番青柳委員よりお願いします。

3番青柳 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に整理番号2番については、14番草薢委員よりお願いします。

14番草薢 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に整理番号3番については、5番門脇委員よりお願いします。

5番門脇 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に整理番号4番については、7番佐藤委員よりお願いします。

7番佐藤 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 次に整理番号5番については、12番鈴木委員よりお願いします。

12番鈴木 《3条調書に基づき現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第8号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第8号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定します。(9時17分)

議長 次に議案第9号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

檜尾補佐 それでは、議案第9号農地法第5条の規定による許可申請について、内容を説明致します。整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿

樫尾補佐 現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。転用目的は一般個人住宅敷地拡張となります。5条転用所有権移転の案件となります。転用理由につきましては、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで一般個人住宅として隣接地の転用許可がされましたが、その後想定より駐車場の利用台数が多くなり、改めて宅地を拡張し、駐車場スペースを確保するとのことです。備考欄に記載しておりますが、こちらについては都市計画区域内用途地域内の農地であることから、農地区分につきましては、第3種農地として判断しております。第3種農地の転用につきましては、原則許可であることから、許可が妥当であると事務局は判断しております。

整理番号2番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、貸付人は西木町〇〇地区の〇〇さん、借受人は株式会社〇〇です。転用目的は重機置場及び社員用駐車場となります。5条転用使用貸借の案件となります。転用理由につきましては、現在隣接地を社員用駐車場として利用しているが手狭であり、また重機置場も新たに検討していたことから、申請地を造成し、重機置場及び社員用駐車場として利用するとのことです。備考欄に記載しておりますが、申請地は仙北農業振興地域整備計画から除外が既にされております。また農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内であることから、第1種農地と判断しております。許可基準につきましては不許可の例外施行規則第35条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することから、許可が妥当と事務局は判断しております。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。整理番号1番についての現地確認報告を1番佐藤委員よりお願いします。

1番佐藤 《整理番号1番について現地確認報告》

議長 次に整理番号2番についての現地確認報告を14番小田嶋委員よりお願いします。

14番小田嶋 《整理番号2番について現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 議案第9号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当とすることにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第9号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当とすることに決定します。(9時26分)

議長 次に議案第10号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを上程します。説明をお願いします。

伊藤主事 それでは議案第10号について内容の説明を致します。整理番号1番、2番については関連があるため、一括で説明致します。整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆〇〇㎡、畑〇〇筆〇〇㎡、合計〇〇㎡、譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。賃貸借の利用権移転の案件となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。整理番号2番、農地の所在は整理番号1番と同様に角館町〇〇地区、登記簿田・原野、現況田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸人、賃

伊藤主事 借人は整理番号1番と同様になります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵となります。この案件につきましては備考欄に記載しておりますとおり、経営移譲の案件となっております。

整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆〇〇㎡、畑〇〇筆〇〇㎡、合計面積〇〇㎡、貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、新規の使用貸借案件となります。借受人は同じく〇〇地区の農事組合法人〇〇となります。利用目的は田・畑、期間は〇〇年〇〇ヶ月となります。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸人は田沢湖〇〇地区の相続人代表者 〇〇さん、借借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。新規の賃貸借案件となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号5番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田・畑、田〇〇筆〇〇㎡、畑〇〇筆〇〇㎡、合計面積〇〇㎡、賃貸人は角館町〇〇地区の〇〇さん、借借人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。新規賃貸借の案件となります。利用目的は田・畑、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号6番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸人は〇〇 〇〇市の〇〇さん、借借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。新規賃貸借の案件となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号7番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇

伊藤主事 〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸人は整理番号6番と同じく〇〇さん、借借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。新規賃貸借の案件となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。なお備考欄に記載しておりますが、整理番号8番の所有者と家族であり、整理番号8番の賃借料について合算しております。

整理番号8番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、貸付人は角館町〇〇地区の〇〇さん、借受人は整理番号7番と同じく〇〇さんです。新規使用貸借の案件となります。利用目的は田、期間は〇〇年間となります。整理番号7番での説明致しましたが、本来賃貸借でしたが整理番号7番に賃借料を合算する形で使用貸借としています。

整理番号9番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、賃貸人は西木町〇〇地区の〇〇さん、借借人は西木町〇〇地区の〇〇さんです。新規賃貸借の案件となります。利用目的は田、期間は〇〇年間、10アール当たり米〇〇俵、年額米〇〇俵となります。

整理番号10番から23番につきましては、再設定の案件となります。前回契約内容と詳細につきましては、備考欄に記載しておりますのでご確認ください。また整理番号24番から31番につきましては、先月に開催しました農用地利用調整会議にて、問題ないと判断頂きました案件となりますので説明は割愛させていただきます。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。これより現地確認報告をお願いします。整理番号1番と2番につきましては、3番青柳委員よりお願いします。

3番青柳 《整理番号1番、2番について現地確認報告》

議長 次に整理番号3番につきましては、4番荒木田委員よりお願いします。

4番荒木田 《整理番号3番について現地確認報告》

議長 次に整理番号4番につきましては、10番高橋委員よりお願いします。

10番高橋 《整理番号4番について現地確認報告》

議長 次に整理番号5番から8番につきましては、14番草薨委員よりお願いします。

14番草薨 《整理番号5番から8番について現地確認報告》

議長 次に整理番号9番につきましては、7番佐藤委員よりお願いします。

7番佐藤 《整理番号9番について現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、このとおり策定することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第10号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、適正と認め、策定することに決定します。(9時39分)

議長 次に議案第11号農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

榎尾補佐 それでは議案第11号について説明を致します。生前一括贈与に関しましては、受贈者が贈与を受けた農地の耕作を行っているか否かの確認が必要となっております。お渡ししている一覧表におきまして、21名の方が納税猶予を受けており、3年間の猶予継続となっております。一覧表の方々については今回で猶予の適用期限が切れることから、事前に各地区担

榎尾補佐 当委員の方々からご確認を頂くこととなります。また問題がない場合は会長名にて報告することとなります。ご審議よろしくをお願いします。

議長 事務局より説明がありましたとおり、納税猶予に係る受贈者の耕作状況などについて適格の可否について、各地区担当委員より発言を求めます。

8番齊藤 今回のリストの中には受贈者が農業法人への貸付し、手伝いをしている方がいる場合は問題ないのでしょうか。

伊藤主事 今回の総会議案においても、受贈者が貸付を行っている案件がございますが、農地中間管理機構で貸借等を行う場合においては、納税猶予の制度上、貸付先は農地中間管理機構の場合は特定貸付となり、猶予について問題ないと考えます。

議長 他に質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第11号農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願については、申請のとおり証明を交付することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第11号農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願については、申請のとおり証明を交付することとします。(9時44分)

議長 次に議案第12号仙北市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを上程します。提案理由の説明をお願いします。

浅利局長 《農地利用最適化推進委員の委嘱について提案理由の内容説明》

議長 暫時休憩します。(9時46分)

議長 休憩以前に遡り、議事を再開します。(9時49分)

議長 議案第12号仙北市農地利用最適化推進委員の委嘱について、提案理由の説明についてご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議長 異議無しと認めます。議案第12号仙北市農地利用最適化推進委員の委嘱については、原案のとおり決定します。(9時49分)

議長 予定されていた議案が終了しました。次に、協議・連絡事項に入ります。

浅利局長 協議事項につきましては、令和2年度春期・秋期農作業賃金(案)について、4月1日号広報やホームページへ掲載をする予定です。農作業賃金表(案)につきましては、去る2月27日に農地専門委員会にて検討した内容となります。昨年の消費税アップに伴う秋期作業賃金につきましては、9月8日総会において検討頂いております。今回につきましては春期農作業賃金についてご検討をお願い致します。検討項目内容を記載している表をお配りしていますが、この内容を農地専門委員会で検討して頂き、今回(案)として出されたものでございます。以上が説明となります

議長 説明が終わりました。検討されました案につきまして、農地専門委員長より検討内容の報告をお願いします。

12番鈴木 《農地専門委員会における農作業賃金表に関する検討内容について》

議長 検討内容の報告が終わりました。暫時休憩とします。(9時55分)

議長 休憩以前に遡り、協議事項について質疑等を再開します。(9時57分)

議長 協議事項の令和2年度春期・秋期農作業賃金についてご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、協議事項 令和2年度春期・秋期農作業賃金については、このように広報等にて周知することとします。

議長 連絡事項につきまして、事務局よりお願いします。

浅利局長 連絡事項になります。

今後の日程について

3月19日(木)9時～

第4回農業委員会総会(西木総合開発センター「集会室」)

3月27日(金)9時～

農用地利用調整会議(西木総合開発センター「農林研修室」)

4月10日(金)9時～

第5回農業委員会総会(西木総合開発センター「集会室」)

樫尾補佐 《農業委員・最適化推進委員活動記録カードの提出等に係るお願い》

議長 協議・連絡事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、以上をもちまして令和2年3回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(10時9分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

令和2年3月9日

議 長 _____

署 名 員 7 番 _____

署 名 員 8 番 _____